

川崎市立下小田中小学校いじめ防止基本方針

1 川崎市立下小田中小学校 令和8年度 学校経営計画

かわさき教育プラン

めざすもの

一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

みんなと共有したい価値観

【一歩、踏み出す】【自分の幸せ みんなの豊かさ】【多様性を可能性へ】



学校教育目標 《共に学び、明日が楽しみになる学校》

・根…自主・自立

・智…質の高い学び

・和…共生・協働

命を大切にし挑戦する子

自ら考え主体的に学ぶ子

互いを認め合い思いやる子

学校経営の方針

児童・教職員・保護者・地域が、互いのよさや強みを生かし、協働して学校教育目標の実現を成し遂げる

- 人権尊重を基盤とした児童理解の推進
- 児童の主体性・協働する力を育むカリキュラムの創造
- 主体的、対話的な学びの実現を目指した授業改善の推進
- 能動的に機能する運営組織の確立と業務改善の推進
- 地域や家庭との連携を図り、開かれた安全で信頼される学校づくり

今年度の重点目標と具体的な取り組み

○根

自主・自立

命を大切にし挑戦する子

自己を見つめ、自分と他者の命と存在を大切に、何事にも挑戦する態度の育成を図る。



①自己肯定感を高める学校・学級づくりの推進

- ・一人一人に出番と居場所のある学校・学級づくりをする。
- ・一人一役の実行委員の活動を通し、責任感と自信を醸成する。

②主体性を育む特別活動の推進

- ・学校行事、特別活動などを通して、児童の主体性、協働性が高まる参画と実行ができるよう支援し、成果を価値づける。
- ・異学年交流を推進する。
- ・児童発信を生かし価値づける。

③目標を持ちあきらめずに挑戦する態度の育成

- ・新しいことや困難なことに挑戦する機会をつくり、プロセスを大切に、意欲を高める。
- ・自己目標「なりたい自分」設定を支援し、努力する姿勢を育てる。

④健康と体力の向上

- ・自己と他者の命と存在を大切に、する心と態度を養う。
- ・健康教育と食育の推進を図る。
- ・体育授業充実とキラキラタイムの推進を図る。

⑤防災・防犯教育の推進

- ・児童の安全を最優先した防災防犯計画に基づいた訓練・教育を行う。危機管理マニュアルの検証改善を行う。
- ・安全安心に向けた、保護者・地域・近隣校との連携を図る。

○智

質の高い学び

自ら考え主体的に学ぶ子

資質・能力の育成を目指し、主体的で対話的な学びの実現に向けた授業改善を図る。



①資質・能力の育成に向けたカリキュラムの編成

- ・資質・能力の育成の観点から、学年や他教科との関連を意識して練り上げる。
- ・計画的・系統的なキャリア在り方・生き方教育を推進する。

②主体的・対話的で深い学びの実践

- ・つけたい力を教師も児童も意識し、見通しをもって学習を進め、振り返る力をのばす。
- ・「やりたい」気持ちを大切に、自分の考えをもち、伝え合うことで互いの考えを広げ、学びを深める。

③かわさき GIGA スクール構想の推進

- ・授業で効果的に端末を使い授業改善を図る。
- ・既習や他者とつながることで、効果的な授業改善を図る。

④指導力・授業力の向上

- ・校内研究を中心に実践研究を通して教師の指導力・授業力の向上を図る。
- ・課題に沿った研修の計画実施で教師の資質の向上を図る。

⑤読書活動の充実

- ・意図的で豊かな読書活動の推進を図る。
- ・想像力を育む生涯にわたる読書活動の基礎を養う。



○和

共生・協働

互いを認め合い思いやる子

互いを認め合いながら、共に生きる協働する態度の育成、思いやりの心の育成を図る。



①互いのよさや違いを認め合い思いやる心の育成

- ・道徳教育・人権尊重教育の推進
- ・毎日の授業の中で、互いの良さや違いを認め合い思いやる心の育成を図る。

- ・効果測定・かわさき共生＊共有プログラムの効果的な実施と活用

②支援教育の確立と推進

- ・児童や保護者の声に耳を傾け教育相談の充実を図り、校内の支援体制を充実させる。
- ・関係機関と連携し、組織的な支援体制を充実させる。

③児童指導体制の確立と推進

- ・いじめの未然防止に向け全校の人権意識を高め、早期発見早期対応を徹底する。
- ・児童指導上の問題解決を迅速にチームで対応する体制を確立し、実行する。

④基本的な生活習慣と規範意識の育成

- ・挨拶、言葉を大切に、明るく人とつながる良さを実感できるよう価値づける。
- ・学校・社会生活のルールを理解し、守る方法を考え、自己を律し、行動する態度を育成する。

○保護者や地域の教育力の活用

- ・地域学習材や地域協力者を積極的に学習に取り入れ、体験活動の充実を図る。
- ・保護者や地域協力者に学習の意図を説明し、理解を得ることで効果を上げる。

○連携教育の推進

- ・幼保小の交流を推進。スタートカリキュラムの充実を図る。
- ・小中連携で学びの連続をめざす

○SDGs の取組

- ・子ども自身から始める SDGs。気づきと行動を重視し推進していく。

○PDCA サイクルの確立

- ・保護者アンケートや学校運営協議会の充実を図る。
- ・PDCA サイクルを活用し、全職員が参画のもと、次に生きる学校評価を実施する。

○業務改善

- ・勤務時間の適正化
- ・働き方・仕事の進め方改革の推進

道徳教育・人権尊重教育の全教育課程での推進

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があつたときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という)を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があつても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1)重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

- ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

- ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援教育コーディネーター
養護教諭、スクールカウンセラー（要請による派遣）、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）（教頭）
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・ 道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、支援教育コーディネーター）

【教育相談】

- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・ 相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（教頭、支援教育コーディネーター）
- ・ スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・ P T A 校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・（教務、校外担当）
- ・ 地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・（教務、地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・ 警察との連携・・・・・・・・・・・・（教頭、支援教育コーディネーター）
- ・ 児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、支援教育コーディネーター）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約と結果を受けての対応について ・情報モラル教室実施（５・６年） 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （学校生活アンケート後、夏休み前までに担任が児童と面談を行い、実態把握をしながら解決に向けた対応をする）
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ふわふわことば、ちくちくことば全校実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校公開週間における人権教育推進の確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・いじめ防止標語の募集・ポスター制作
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート集約と結果を受けての対応について ・教育相談週間の実施
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校報告会に向けて
2	【学校体制振り返り月間】の取組 （職員間で学校体制について振り返り、年間反省として次年度にいかす） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・朝会や集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・あいさつ運動
- ・児童間の心温まるエピソード紹介
- ・「ふわふわことば」全校児童での取り組み
- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流活動
- ・しもこフレンドパークでの交流
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動